

News Release

財団法人 埼玉りそな産業協力財団

理事長 利根 忠博

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-9-15

TEL:048-824-1475 FAX:048-824-7821

No. 45-55

平成 20 年 7 月 15 日

埼玉県の企業誘致による経済波及効果および税収効果

～10年間の経済波及効果は14兆3,693億円、法人2税増加額は506億円～

埼玉県では企業立地の推進を目的に平成17年1月より「埼玉県企業誘致大作戦」を開始し、平成20年3月までの県内での立地件数は313件となった。今般、当該313件の立地による経済波及効果および税収効果について試算を行った。

【経済波及効果】

立地件数313件による、本社や工場建設、生産設備導入などに充当される純投資額は、4,274億円と試算される。この純投資額4,274億円を埼玉県産業連関表に投入して得られたのが、一次波及効果1,224億円および二次効果795億円である。この結果、建設投資効果の合計は6,293億円と試算される。

生産波及効果については、生産活動が軌道に乗った状態での生産額を想定している。313件の年間生産額は1兆256億円、埼玉県産業連関表に投入すると、一次波及効果2,127億円、二次波及効果1,357億円となり、年間の生産波及効果は1兆3,740億円と試算される。建設投資効果は当初投資時のみであるが、生産波及効果は継続するため、10年間の経済波及効果は建設投資効果を含めて、14兆3,693億円と試算される。

【税収効果】（県税：法人2税）

立地企業313件の年間の法人2税の税収増加額は年間5,058百万円（算出方法については本文）、内訳については別表の通り試算される。この内法人事業税の「所得割」等は、企業収益の動向に大きく左右されるが、こうした部分が大半を占めている。

【留意点と今後の方策】

今回算出した経済波及効果、税収効果は、企業立地313件について試算したものであり、埼玉県から他県へと移転した企業のマイナス分については考慮していない。また、税収効果については、景気や収益環境の変化により大きく税額が変動する。埼玉県経済の持続的発展、安定的な税収を確保するためには、既に埼玉県に立地する企業を含め継続的に支援する施策が重要であると考えられる。

立地313件による経済波及効果（建設当初および年間）

（単位：億円）

| | 建設投資効果 | 生産波及効果 |
|---------|--------|--------|
| 直接効果 | 4,274 | 10,256 |
| 一次波及効果 | 1,224 | 2,127 |
| 二次波及効果 | 795 | 1,357 |
| 経済波及効果計 | 6,293 | 13,740 |

立地313件による税収効果（単年度）

（単位：百万円）

| 法人県民税 | | 法人事業税 | | | 法人2税計 |
|--------|------|----------|-----|-------|----------|
| 均等割 | 法人税割 | 付加価値割 | 資本割 | 所得割 | |
| 14 | 718 | 444 | 14 | 3,870 | |
| 合計 731 | | 合計 4,327 | | | 合計 5,058 |

（埼玉りそな産業協力財団 吉嶺暢嗣）

埼玉県の企業誘致による経済波及効果および税収効果

～10年間の経済波及効果は14兆3,693億円、法人2税の増加額は506億円～

埼玉県では県内産業の活性化を図るため、企業立地の推進を目的に平成17年1月より平成19年3月まで「埼玉県企業誘致大作戦」を、またこれに続き、平成19年4月より「チャンスメーカー埼玉戦略～立地するなら埼玉へ～」を実施している。この結果、平成17年1月より平成20年3月までの県内での立地件数は313件となった。

当財団では、平成19年4月に「埼玉県企業誘致大作戦がもたらす経済波及効果(最終版)」(立地件数237件)を発表したが、今般、それ以降立地が決定した76件を追加し、313件の立地による経済波及効果および税収効果について試算を行った。

1. 経済波及効果

平成19年4月に237件分につき試算を行っており、今回はこれにその後の76件分を追加した。また、本田技研工業(株)が寄居・小川工場の総投資額を従来発表の700億円から1,580億円に上方修正したとの発表を受け再試算した。なお、経済波及効果は建設投資効果と生産波及効果に大きく分けられる。以下、それぞれについてみることにする。

(1) 建設投資効果(当初投資時)

建設投資効果については、立地件数313社による、本社や工場建設、初期生産設備導入などに充当される純投資額(総投資額から土地代金を除く)は、4,274億円と試算される。この純投資額4,274億円を建設投資と機械その他投資に按分し、埼玉県産業連関表に投入して得られたのが、一次波及効果1,224億円および二次波及効果795億円である。

この結果、建設投資効果の合計は6,293億円と試算される。なお、建設投資効果は、誘致企業が県内で工場建設や工場内の機械設備等の購入などに充当する資金、およびそうした資金などが県内の生産活動等に及ぼす効果で、工場等の設備が立ち上がった段階でこの効果は終了する。

(2) 生産波及効果(年間)

生産波及効果については、工場等を新增設するような場合では、設備完了後の生産活動が軌道に乗った状態での年間の生産額を想定している。計算に当たっては敷地面積当たり生産額等から妥当と考えられる生産額を算出した。

この結果、313件の年間生産額は1兆256億円、これを埼玉県産業連関表に投入すると、一次波及効果2,127億円、二次波及効果1,357億円となり、年間の生産波及効果の合計は1兆3,740億円と試算される。

以上より、建設投資効果と生産波及効果の初年度合計(本件の場合、実際は数年にわたって分散的となる)は2兆33億円となる。また、生産波及効果は継続するため、10年間の経済波及効果は建設投資効果を含めて、14兆3,693億円と試算される。

立地313件による経済波及効果(建設当初および年間)

(単位:億円)

| | 建設投資効果 | 生産波及効果 |
|---------|--------|--------|
| 直接効果 | 4,274 | 10,256 |
| 一次波及効果 | 1,224 | 2,127 |
| 二次波及効果 | 795 | 1,357 |
| 経済波及効果計 | 6,293 | 13,740 |

2. 税収効果（県税：法人2税）

埼玉県に事業所を持たない企業が工場など事業所を新たに埼玉県内に立地する場合、法人県民税の均等割、法人事業税の資本割等が新たに発生する。また、本県で生産を開始し利益を計上することにより利益に応じて課税される。

また、すでに県内に事業所等を有している企業が新たに工場を建設また拡張し生産等を拡大させ利益等が増加すると、それに従い支払う税金が増加し、これにより県税収入は増加する。

平成17年から埼玉県に立地した313件について、県税（法人2税）の増加額につき試算した。試算は、財務情報等が公開されている公開企業については、損益計算等の財務データ、生産拠点の人員配置等をベースとし、立地により埼玉県内で新たに追加される生産、利益額を立地計画等により算出し推計した。

財務情報が公開されていない企業については法人企業統計の利益率等をベースに、把握可能な埼玉県内での増加人員、増加敷地面積等により新たに埼玉県内で追加される生産、利益額を算出し推計した。県内間の工場移転などで生産等が県内で新たに追加されないものは算出から除いている。

これによると、年間の法人2税の税収増加額は5,058百万円と試算される。内訳については別表の通りである。

立地313件による税収効果（単年度）

（単位：百万円）

| 法人県民税 | | 法人事業税 | | | 法人2税計 |
|--------|------|----------|-----|-------|-------|
| 均等割 | 法人税割 | 付加価値割 | 資本割 | 所得割 | / |
| 14 | 718 | 444 | 14 | 3,870 | |
| 合計 731 | | 合計 4,327 | | | |

3. 留意点と今後の対応

今回算出した経済波及効果、税収効果については、埼玉県の誘致活動により立地した313件についてその増加効果を試算したものであり、埼玉県から他県へと移転した企業のマイナス分については考慮していない。

ただ、工場立地の動向を他県との比較で見ると、埼玉県は平成19年の立地敷地面積は愛知県に次いで全国2位、また、年次ベースでもここ数年大きく増加している。加えて、全国の中でも比較的順調な関東近県においても遜色のない状況である。

こうしたことから、埼玉県については、他県への移転分を考慮しても、かなりの額の純増が認められるものと思われる。これは最終消費地に近く、一定の産業集積がみられ、加えて圏央道の整備に伴い利便性が一層増していることなど、埼玉県の立地特性が大きく寄与しているためとみられる。

ただし、埼玉県においては、既に造成済の工場用地が少なくなっており、また、人員の確保といった面での問題点も指摘されている。継続的な企業立地、産業活性化を推進する上で、現在計画されている圏央道周辺の工場敷地の早期開発が望まれる。また、人員確保の点からは、円滑な雇用の移動が可能となるような方策、また、埼玉県で就業したいと思えるような良好な環境作りが必要である。

一方、税収効果については、法人税の性格から景気や収益環境の変化により大きく税額が変動する。安定的な税収を確保するためには、立地した各企業が収益を継続的、安定的に上げることが必要である。とくに、埼玉県では立地する企業の多くは中小の企業であり、

このため既に埼玉県に立地する企業を含め企業に対するフォローアップやビジネスチャンスの創出また、住環境を含めた都市インフラの整備などの施策が重要である。

ここ数年にわたった埼玉県の企業誘致活動が、産業活性化、また税収面でも大きな成果を上げているのは間違いない。こうした効果を継続的、安定的なものとするため、埼玉県において操業、就業することが他県と比べて、メリットがあり魅力を感じられる環境作りが今後さらに重要になると考えられる。

(埼玉りそな産業協力財団 吉嶺暢嗣)

